

## 議案第 22 号

### 二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

### 二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

二の丸館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（4） 軒下

第 3 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 交流スペース

第 7 条第 1 項中「二の丸館の展示スペース、飲食スペース、裏門櫓又はその他附属施設」を「第 3 条第 1 項各号（第 1 号を除く。）及び第 2 項各号に掲げる施設」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（使用料）

第 10 条 使用者は、第 7 条第 1 項の許可を受けたときは、次の各号に掲げる

目的の区分に応じて、当該各号に定める額の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）を納付しなければならない。

（１） 非営利目的 次の表に定める使用料の額

| 施設名                                                       |        | 使用料（１日につき）                                            |        |
|-----------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------|--------|
|                                                           |        | 非営利目的                                                 | 基本使用料  |
| 展示スペース                                                    |        | １，０００円                                                | ０円     |
| 飲食スペース<br>軒下<br>裏門櫓                                       |        | １，０００円                                                | １，０００円 |
| 交流スペース                                                    |        | １万円                                                   | １万円    |
| 駐車場                                                       | 大型自動車用 | 午後６時から翌日<br>午前６時までの間<br>のいずれかの時間<br>に駐車する場合<br>１，５００円 | １，５００円 |
|                                                           | 普通自動車用 | ０円                                                    | ５００円   |
| その他附属施設<br>（１５㎡につき）                                       |        | ５００円                                                  | ５００円   |
| 備考 この表において「普通自動車用」とは長さ６ｍ×幅２．４ｍの区画をいい、「大型自動車用」とはその他の区画をいう。 |        |                                                       |        |

（２） 営利目的 前号の表に定める基本使用料の額に売上歩合使用料の額を加算した額と、基本使用料に３を乗じて得た額（展示スペースにあつては、５，０００円）とのいずれか高い方の額

２ 前項の「売上歩合使用料の額」とは、１日当たりの売上額に１００分の１０（展示スペースにあつては、１００分の１５）を乗じて得た額（その額に１０円未満の端数がある場合はその端数を切り捨て、その額が１０円未満である場合は零とする。）をいう。

３ 町長は、第１項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、

使用料を減額し、又は免除することができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

### (使用料に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の二の丸館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第１０条第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした使用許可に係る使用料（指定管理者による管理を行わせる場合にあっては、利用料金。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にした使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### (利用料金に関する経過措置)

- 3 町長は、施行日前においても、新条例第１３条第２項の規定の例により、新条例第１０条第１項に定める額を上限として承認をすることができる。

## 理 由

二の丸館において使用できる施設の範囲を明確にし、許可申請の手続を統一させるとともに使用料を定めるため、条例を改正したいので提出する。